



発 監 第 3 号

令和元年5月14日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 桑本 始



定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成31年4月23日(火)・25日(木)の2日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設環境課、教育総

務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の15機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 指導事項

(1) 豪雨災害復旧工事の早期発注と被害者支援について

昨年9月の台風24号による豪雨により、847件の被災農地等があり、国・県の援助を得ながら災害復旧に向けての取り組みがなされている。工事等での対応をするものに関しては、引き続き早期発注に努められたい。

災害復旧については近隣町村も同じ状況であり、資材不足、技術者不足等の課題が出てきている。平成31年4月に機構改革が行われたところだが、特に技術者不足の対応につき、業務集中等の問題が出ないよう、より一層職員体制の充実をはかられたい。

また、激甚災害の指定等補助率が高く自己負担は軽減されているものの、受益者負担もある。経営が厳しくこの災害を機に廃業をされることのないよう、農業者等に対する支援について、県の応援をもらうなど併せて対策を検討されたい。

(2) 生涯学習センター(まなびタウンとうはく)の有効活用について

生涯学習センターは平成30年度大規模外壁改修工事がなされ、外見は一新された。

工費は9,158万円、平成30年度の管理費は3,310万円、減価償却費5,600万円と見積もると8,910万円の費用が発生していると試算される。

平成9年10月に27億6千万円の費用をかけ町直営の施設として開設され、利用者は平成28年度48,431人、平成29年度46,119人となっている。

図書館も充実し、若者から高齢者まで利用できる取り組みを行っており、県内でも有数の施

設と考える。浦安駅と直結し、また、鳥取・米子間の中心に位置し、スマートインターの開通など利用のための立地は良く、生涯学習拠点ならびに地域のランドマークとしての役割は十分果たせる施設である。

平成30年度は施設レビューを開催、今年度も事業レビューや審議会の開催など、改革を進められる予定である。

もう一度、建設された当初の理念を振り返り、町内外から活用いただき、町民の期待に応える事業に取り組まれるよう施設の活用策を検討されたい。

(3) 定住対策について

琴浦町では平成30年度も「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実施され、基本テーマごとに重点項目を定め、取り組みを展開されているところである。

土地開発公社の分譲も進んできており、残り区画数も少なくなっている。分譲地では町外からの移住者が増え、若い世代の増加により子どもたちも増え、地域が元気になっているように感じる。

一方、「空き家ナビ」については、登録が少なく希望する空き家が無く、せっかく町内移住希望者があっても他町に住まわれた経緯があるなど情報提供できる材料が不足していると思われる。

空き家の有効活用と空き家による地域環境の悪化を防ぐ意味からも、対応が急がれる。改めて空き家情報を収集し、活用する対策を講じられたい。

(4) 3月末時点の滞納額及び徴収について

町税等の滞納整理事務において、平成30年度も庁内に対策チームを編成し、徴収に取り組まれ成果もでているところである。

29年度末の滞納額は総額414,180千円であったが30年度3月末においては408,785千円と、539万円の減少(前年比98.7%、△1.3%)となっている。

一方、学校給食費が282,240円から594,506円に増加し312,266円の増加となっている。

現在は現金ではなく口座振替による集金になっており、振替不能については金融機関から資料提供があり確認ができる。保護者への口座への入金依頼や口座振替の再請求の手続を早急に行うなど、早期の集金に努められたい。

滞納額が増えると保護者の納入も容易でなくなると思われ、両者のためにも未納に対する早い対応が求められる。

(5) マイナンバーカードの普及について

マイナンバーカードは、行政の効率化を進めるため平成28年1月に導入され、琴浦町においても顔写真の撮影をサービスするなど積極的に取得を推進してきている。

平成30年7月時点の普及率は国全体で11%程度、同規模町村では福島県三春町の23%が高く、琴浦町では現在17%と県内では最高となっている。

現在、琴浦町では、コンビニエンスストアでの住民票の発行にマイナンバーカードを利用しており、他自治体でも、許認可保育所の利用申請や児童手当の受給手続きなどに利用されている。国は、令和3年3月から健康保険証としての利用や消費税対策のポイントを付与するサービスを開始し、今後もさまざまな行政サービスに活用する予定である。

琴浦町では、今年度、業務改革を推進することとなっており、業務の効率化にはITの活用は重要な対策になってくる。

再度マイナンバーカードの普及について取り組みを強化され、住民サービスの向上と業務改善に活かされたい。